

飼い主には、狂犬病予防法によって以下のことが義務づけられています。

1 市区町村に登録すること

登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときにまん延を防ぐ第一歩となります。犬を飼い始めてから30日以内に市区町村に登録をしなければなりません。

登録すると「鑑札(かんさつ)」が交付されます。

2 犬に鑑札(かんさつ)と注射済票をつけること

「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が注射をきちんと受けていることの証明になります。

3 犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。

これらの違反は、20万円以下の罰金の対象になります。詳しくは市区町村の窓口にお問い合わせ下さい。

参考ホームページ

http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_h/h09.html#Anchor-45800